議第５２号

橿原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

橿原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成２８年１１月２８日提出

橿原市長　森下　豊

橿原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　橿原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例（昭和３２年橿原市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「１００分の１６５」を「１００分の１７５」に改める。

第２条　橿原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「１００分の１５０」を「１００分の１５５」に、「１００分の１７５」を「１００分の１７０」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成２９年４月１日から施行する。

理由　特別職の国家公務員の給与改定方針に鑑み、本市特別職の職員の期末手当の額の改定を行うもの